

# 令和6年度第1回荒川区児童福祉審議会 次 第

日時：令和6年7月3日(水)

18時30分～

会場：サンパール荒川3階小ホール

## 次 第

## 開 会

- 1 委員委嘱
- 2 委員紹介
- 3 委員長及び副委員長の選任
- 4 議事
  - (1) 里親部会、権利擁護部会、保育部会、児童虐待死亡事例等検証部会の設置について
- 5 報告
  - (1) 部会の開催状況について
  - (2) 荒川区子ども家庭総合センターの運営状況について
  - (3) 令和6年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について

## 閉 会

## 配付資料

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 資料1   | 荒川区児童福祉審議会委員及び部会員名簿（第3期）    |
| 資料2-1 | 荒川区児童福祉審議会条例                |
| 資料2-2 | 荒川区児童福祉審議会施行規則              |
| 資料3-1 | 荒川区児童福祉審議会部会設置要綱            |
| 資料3-2 | 各部会について                     |
| 資料4   | 令和6年1月～令和6年6月における各部会の審議内容   |
| 資料5   | 荒川区子ども家庭総合センターの運営状況（令和5年度分） |
| 資料6   | 令和6年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について  |

## 荒川区児童福祉審議会 委員及び部会員名簿(第3期)

(敬称略)

令和6年7月1日現在

氏名	役職等	里親部会	権利擁護部会	保育部会	児童虐待死亡事例等検証部会
河津 英彦	社会福祉法人友愛学園理事長 子どもの虐待防止センター副理事長 元東京都子ども家庭部長・玉川大学教育学部長				○
川松 亮	明星大学人文学部福祉実践学科常勤教授 元厚生労働省児童福祉専門官		○		
坂井 隆之	明星大学教育学部教育学科特任教授 元八王子児童相談所長	○			
鈴木 崇之	東洋大学福祉社会デザイン学部子ども支援学科教授	○			
師岡 章	白梅学園大学子ども学部教授			○	
須永 美紀	こども教育宝仙大学こども教育学部教授			○	
片倉 昭子	社会福祉法人子どもの虐待防止センター理事		○		○
池田 清貴	弁護士	○			
掛川 亜季	弁護士		○		
後藤 啓二	弁護士				○
松岡 郁美	小児科医 荒川区医師会理事		○		
金子 織善	小児科医 荒川区医師会理事				○
阿部 哲夫	精神科医 荒川区医師会理事				○
成重 竜一郎	児童精神科医	○			
齋藤 美江子	児童養護施設長	○	○		
中村 聡	一級建築士			○	
長谷川 猛	中小企業診断士			○	
大内 康弘	社会保険労務士			○	

**【関係部課】**

氏名	所属
小堀 明美	子ども家庭部長
櫻井 敦史	保育課長
石塚 健市	子ども家庭総合センター所長
清水 孝教	子ども家庭総合センター支援調整管理監
佐藤 彰洋	子ども家庭総合センター副所長
古賀 一高	子ども家庭総合センター相談担当課長
鈴木 清	子ども家庭総合センター児童心理専門監

**【事務局】**

氏名	所属
本木 理恵子	子育て支援課長
三森 隆一	子育て支援課管理調整係長
井出 将太	子育て支援課調整担当係長
安原 志織	子育て支援課管理調整係
中谷 洋	子育て支援課管理調整係

## 荒川区児童福祉審議会条例

令和 2 年 3 月 2 5 日  
荒川区条例第 3 号

## (設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 8 条第 3 項及び児童福祉法施行令（昭和 2 3 年政令第 7 4 号）第 4 5 条の 3 第 4 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 5 条の規定に基づき、区長の附属機関として、荒川区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (組織)

第 2 条 審議会は、委員 2 0 人以内をもって組織する。  
2 審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 臨時委員は、前条第 2 項に規定する特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (委員長及び副委員長)

第 4 条 審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。  
2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。  
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (招集)

第 5 条 審議会は、委員長が招集する。

## (会議)

第 6 条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。  
2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (意見の聴取)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(部会)

第9条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 各部会に、委員の互選による部会長1人を置く。
- 3 第5条から第7条までの規定は、部会の会議について準用する。
- 4 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、荒川区規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年荒川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

荒川区児童福祉審議会条例施行規則

令和2年6月30日  
荒川区規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、荒川区児童福祉審議会条例(令和2年荒川区条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開)

第2条 審議会は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りではない。

(部会)

第3条 条例第9条に規定する部会の構成員(以下「部会員」という。)は、委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

2 部会長は、部会の事務を総理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

## 荒川区児童福祉審議会部会設置要綱

令和 2 年 6 月 3 0 日制定  
( 2 荒子字第 9 3 8 号 )  
( 副 区 長 決 定 )

( 趣 旨 )

第 1 条 荒川区児童福祉審議会条例 ( 令和 2 年荒川区条例第 3 号。以下「条例」いう。 ) 第 1 条に規定する荒川区児童福祉審議会 ( 以下「審議会」という。 ) に、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき設置する部会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

( 常 設 の 部 会 )

第 2 条 審議会に、部会として里親部会、権利擁護部会、保育部会及び児童虐待死亡事例等検証部会を置く。

2 里親部会の所掌事項は、次のとおりとする。

( 1 ) 児童福祉法施行令 ( 昭和 2 3 年政令第 7 4 号。以下「令」という。 ) 第 2 9 条に基づき、里親 ( 児童福祉法 ( 昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。 ) 第 6 条の 4 に規定する里親をいう。以下同じ。 ) の認定をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

( 2 ) 里親の登録の更新又は継続が不相当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。

( 3 ) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

3 権利擁護部会の所掌事項は、次のとおりとする。

( 1 ) 令第 3 2 条第 1 項に規定する児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他子ども家庭総合センター所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。

( 2 ) 法第 3 3 条の 1 5 第 2 項の規定による被措置児童等虐待 ( 法第 3 3 条の 1 0 に規定する被措置児童等虐待をいう。 ) に係る措置についての報告を受け、法第 3 3 条の 1 5 第 3 項に規定するその報告に係る意見を述べること。

( 3 ) 児童虐待の防止等に関する法律 ( 平成 1 2 年法律第 8 2 号。以下「児童虐待防止法」という。 ) 第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問並びに法第 3 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。

4 保育部会の所掌事項は、次のとおりとする。

( 1 ) 法第 3 4 条の 1 5 第 4 項の規定に基づき、同条第 2 項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

( 2 ) 法第 3 5 条第 6 項の規定に基づき、同条第 4 項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

( 3 ) 法第 4 6 条第 4 項の規定に基づき、事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

( 4 ) 法第 5 9 条第 5 項の規定に基づき、事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって

て、諮問を受けて答申すること。

(5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する認可を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(6) 認定こども園法第21条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(7) 認定こども園法第22条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による取消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

5 児童虐待死亡事例等検証部会の所掌事項は、児童虐待防止法第4条第5項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例を分析するとともに、その事例の分析に基づき児童虐待の予防、早期発見等の事項の調査研究及び検証を行うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、部会は、委員長（条例第4条第2項に規定する委員長をいう。）又は部会長（条例第9条第2項に規定する部会長をいう。以下同じ。）が必要と認める事項を調査審議することができる。

（臨時の部会）

第3条 前条に規定する部会のほか、審議会は、調査審議に係る事項の専門性等に応じて臨時に部会を設置することができる。

（議事録）

第4条 部会長は、次に掲げる事項を記載した議事録（以下「議事録」という。）を作成し、保存するものとする。

- (1) 部会の開催年月日及び開催場所
- (2) 出席した委員、臨時委員等の氏名
- (3) 部会に付した議題

(4) 議事の顛末

(5) 前各号に掲げるもののほか、部会の経過に関する事項

2 議事録には、部会長及び部会長が部会において指名する委員1名が署名するものとする。

3 議事録は、非公開とする。ただし、部会長において必要があると認めた場合は、公開とすることができる。

（委員等の除斥）

第5条 委員及び臨時委員は、自己に直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、部会の同意があったときは、部会に出席し、発言することができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

## 各部会について

## 1 里親部会

## (1) 設置目的

児童福祉法施行令第 29 条により、里親の認定をするときには、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、里親部会を設置し、審議を行う。

## (2) 所掌事項

- ① 里親の認定の適否について、諮問を受けて答申すること。
- ② 里親登録の更新・継続について、諮問を受けて答申すること。
- ③ 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

## 2 権利擁護部会

## (1) 設置目的

児童福祉法第 27 条第 6 項、児童福祉法施行令第 32 条の規定により、児童に対して施設入所などの措置をとる場合において、児童や保護者の意向がその措置と一致しないとき、又は必要と認めるときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

また、児童福祉法第 33 条の 15 第 2 項の規定により、被措置児童等虐待に係る通告を受けて措置を講じたときは、児童福祉審議会に報告しなければならないとされている。児童福祉審議会は報告を受けた事項について意見を述べることができる。(児童福祉法第 33 条の 15 第 3 項)

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、法律、医療、心理、児童福祉などの見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、権利擁護部会を設置し、審議を行う。

## (3) 所掌事項

- ① 児童相談所のとるべき措置等について諮問を受けて答申すること。
  - ・ 施設入所などの児童相談所の措置が児童や保護者の意向と一致しない事例
  - ・ 児童相談所長が必要と認める事例
  - ・ 子どもの権利擁護事業において特に困難な事例
- ② 被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること、及びその措置について意見を述べること。

### 3 保育部会

#### (1) 設置目的

児童福祉法第35条第6項等により、保育所の設置認可等をするときには、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの事項の審議にあたっては、専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、保育部会を設置し審議を行う。

#### (2) 所掌事項

- ①保育所設置認可にあたって、諮問を受けて答申すること。
- ②保育所に対する事業停止命令を行うにあたって、諮問を受けて答申すること。
- ③認可外保育施設に対する事業停止命令又は閉鎖命令を行うにあたって、諮問を受けて答申すること。

### 4 児童虐待死亡事例等検証部会

#### (1) 設置目的

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項により、地方公共団体は児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとされている。

これらの調査研究及び検証にあたっては、個別のケースについて専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、児童虐待死亡事例等検証部会を設置し、審議を行う。

#### (2) 所掌事項

- ①児童虐待事例の事実関係を明確にし、問題点及び課題の抽出を行うこと。
- ②事例の問題点及び課題を踏まえ、実行可能性を勘案しつつ、再発防止のための提言をまとめ、区に報告すること。
- ③その他目的達成に必要な事項を審議すること。

## 令和6年1月～令和6年6月における 各部会の審議内容

○里親部会

○権利擁護部会

○児童虐待死亡事例等検証部会

## 里親部会 審議内容

### ○令和5年度

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第4回	令和6年3月15日 18時30分～19時40分 オンライン会議	1 審議事項 (1) 審議案件 養育家庭2件 (2) 審議結果 2件承認  2 報告事項 (1) 里親登録の更新に関する報告

### ○令和6年度

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第1回	令和6年5月27日 18時25分～18時50分 オンライン会議	1 審議事項 (1) 審議案件 養育家庭1件 (2) 審議結果 1件承認  2 報告事項 (1) 里親登録更新の毎月の件数の報告

## 権利擁護部会 審議内容

○令和6年度

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第1回	令和6年4月11日 18時30分～20時00分 区役所 4階庁議室	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和6年3月分の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要求等及び一時保護実施状況についての報告</p> <p>(2) 被措置児童等虐待通告にかかる対応について</p>
第2回	令和6年6月13日 18時30分～19時40分 区役所 3階特別会議室	<p>1 審議事項</p> <p>(1) 審議案件 児童福祉法第28条第2項に基づく施設入所更新の適否に関する諮問1件</p> <p>(2) 審議結果 1件承認</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 令和6年5月分の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要求等及び一時保護実施状況についての報告</p>

## 児童虐待死亡事例等検証部会 審議内容

○令和6年度

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第1回	令和6年6月6日 18時30分～20時00分 区役所 4階庁議室	1 事例検討 (1) 他自治体における児童虐待重大事故を 基にした荒川区の対応と今後の課題 (「こども虐待による死亡事例等の検証結 果等について こども家庭審議会児童虐待防止対策部 会 児童虐待等要保護事例の検証に関 する専門委員会 第19次報告」より)

# 荒川区子ども家庭総合センターの運営状況(令和5年度)

資料5

※令和6年5月31日時点の速報値であるため、今後変更になる可能性がある。

## 1 経路別相談受付状況

	都道府県・指定都市・中核市・特別区 ※1				市町村 ※2				児童福祉施設・指定医療機関			セ児童センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他 ※5	計
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他 ※3	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他 ※4	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
男	22	10	0	37	0	0	0	3	16	5	0	0	0	147	5	29	5	0	47	3	0	0	226	58	5	69	687
女	20	6	0	31	0	0	0	5	5	2	0	0	0	122	0	22	11	2	41	3	0	1	140	56	12	62	541
計	42	16	0	68	0	0	0	8	21	7	0	0	0	269	5	51	16	2	88	6	0	1	366	114	17	131	1228

※1 中核市・特別区には、児相設置済の中核市・特別区（荒川区含む）のみ計上している。

※2 市町村には、児相未設置の中核市、特別区も含めて計上している。

※3 あらかわキッズマザーズコール等

※4 他区子ども家庭支援センター等

※5 兄弟受理等

2-1 種類別相談受付状況

	養 護		保 健	障 害						非 行		育 成				そ の 他	計
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	発 言 達 達 障 害 等 語	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け		
0歳	33	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	4	78
1歳	40	12	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	5	63
2歳	32	6	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	7	8	57
3歳	41	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	4	10	67
4歳	39	8	0	1	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	8	6	68
5歳	45	4	0	1	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	6	7	72
6歳	39	5	0	1	0	0	0	12	0	0	0	6	0	1	1	8	73
7歳	55	7	0	0	0	0	0	8	0	1	0	7	1	0	0	4	83
8歳	48	10	0	0	0	0	0	4	0	0	2	8	2	0	0	8	82
9歳	32	6	0	2	0	0	0	8	1	1	0	6	1	0	0	5	62
10歳	37	8	0	1	0	0	0	9	0	0	0	11	1	0	0	5	72
11歳	44	11	0	0	0	0	0	7	0	2	1	8	1	0	0	10	84
12歳	37	7	0	0	0	0	0	10	0	4	1	7	4	0	0	5	75
13歳	43	9	0	0	0	0	0	16	0	0	2	9	5	0	0	3	87
14歳	35	10	0	0	0	0	0	13	0	3	0	11	3	0	0	4	79
15歳	31	9	0	1	0	0	0	3	0	3	0	11	1	1	0	4	64
16歳	15	8	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	2	2	0	4	37
17歳	11	2	0	0	0	0	0	3	0	1	0	1	0	1	0	3	22
18歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
計	657	162	0	7	0	0	0	122	1	17	6	88	21	5	36	106	1228

2-2 児童虐待相談受付状況(種別)

種別	件数
身体的虐待	197
性的虐待	1
心理的虐待	399
保護の怠情・拒否 (ネグレクト)	60
計	657

3 種類別相談対応件数

		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	指児童導 導家・庭支 導援セ ンター 託	又福祉 社は事 務通所 送致	訓 戒・誓 約	児童福祉施設		委指定 発達支 援医療 機関	里 親委 託	に法 よる <sup>27</sup> 家庭裁 判所送 致 <sup>14</sup>	利障 害児 用施 設等 への 約	そ の 他	計
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん						入 所	通 所						
養護	児童虐待	561	33	23	32	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	650
	その他	80	22	2	34	0	0	0	0	4	0	0	2	0	0	1	145
保	健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害	肢体不自由	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達等 障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身 障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障害	138	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	141
	発達障害	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
非行	ぐ犯行為等	16	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
	触法行為等	9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	11	
育成	性格行動	70	12	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	87
	不登校	19	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
	適性	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	育児・しつけ	31	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	34
その他	11	1	1	1	0	0	0	0	6	0	0	1	0	0	83	104	
計	939	79	32	70	0	0	0	0	14	0	0	3	1	0	84	1222	

## 令和 6 年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について

## 子育て教育都市

新：令和 6 年度新規事業 レ：令和 6 年度レベルアップ事業

子育て環境の充実を図り、子育て世代が働きやすく、安心して子どもを生子、育てられるまちを目指します。また、心豊かにたくましく学び、生きる子どもを、地域社会全体で育むとともに、生涯にわたって学ぶことができるまちを目指します。

- (1) 高校生等医療費助成事業 154,177千円  
高校生等の保健の向上と健全な育成を図るため、都が設ける所得制限超過分及び自己負担分を区が負担することとし、高校生等を養育している保護者等に対し、医療費を助成する。
- (2) 産後ケア事業の充実  23,597千円  
出産後1歳までの母子に対し、医療機関等で助産師等による育児支援や心身ケアを提供する産後ケアを実施し、育児不安の解消を図る。  
6年度は、利用料の所得区分の撤廃、多胎児加算の充実を行い、産後ケア事業のさらなる拡充を図る。
- (3) 子どもの居場所事業の拡充及び子ども食堂等の推進  32,175千円  
区内15か所で、学習支援や夕食を提供する生活支援など、子どもの居場所や子ども食堂を行う団体への支援を充実し、支援を要する子どもの健全な育成を図る。  
6年度より、子どもの居場所事業については、より幅広い団体への支援を可能とするために補助要件を緩和するなど、当該事業の拡充を図る。  
引き続き、新たな子どもの居場所やこども食堂の開設支援を行うとともに、当該事業の実施団体や関係機関で構成するあらかわ子ども応援ネットワークの活動を支援する。
- (4) 保育所・私立幼稚園の給食費負担減免 342,585千円  
幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収とされた3～5歳児の保育所の給食費を区独自の公費負担により無料とし、私立幼稚園等の給食費を月額7,500円まで無償化する。

- (5) 保育園及び私立幼稚園従事職員等への宿舍借り上げ支援 243,409千円  
保育園及び私立幼稚園等の従事職員用に宿舍の借り上げを行う事業者に対し、区がその経費の一部を補助することにより、人材確保と離職防止を図る。
- (6) 保育士及び幼稚園教諭への奨学金支援制度 13,784千円  
区内私立保育園等に保育士として5年間継続して勤務することを要件に、返済を免除する奨学資金の貸付を実施することにより、保育士を目指す方への支援を行う。  
また、区内私立保育園または私立幼稚園等に保育士または幼稚園教諭として就職した方に対し、奨学金の返済費用を支援することにより、人材確保及び職場定着・離職防止を図る。
- (7) ケアリーバーへの支援  6,050千円  
児童養護施設や里親などの社会的養護を離れ、就職・進学する若者(ケアリーバー)に対し、家具や家電等を購入するための一時支度金や民間賃貸住宅保証料補助金、資格取得費用補助金を支給するとともに、ケアリーバーの生活や就労等に関する相談に応じ、必要に応じて専門機関を紹介する等、退所後の自立を支援する。
- (8) ひとり親家庭の支援  188,255千円  
ひとり親家庭の保護者から、経済的困窮や就労、住宅などの相談を受け、様々な支援策につながるほか、離婚前から養育費履行確保に向けた公正証書等作成費用の助成を行うなど、生活の安定や自立に向けた支援を行う。  
6年度は、ひとり親家庭にベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣する「ひとり親家庭サポート事業」について、利用対象を拡大するなど、ひとり親家庭支援のさらなる充実を図る。
- (9) 若者相談支援体制の整備 32,531千円  
若者の様々な相談を受け付け、悩みに応じた適切な支援機関につなぐため、ワンストップ相談事業を実施する。
- (10) 放課後子ども総合プランの推進 1,090,839千円  
全児童を対象に、学校施設等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設ける放課後子ども教室(にこにこすくーる)を実施し、遊び、勉強、スポーツ、文化活動など様々な活動を通して、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育む。  
また、放課後子ども教室と学童クラブを一体的に整備・運営し、両事業を利用する児童が体験プログラムと一緒に参加できる環境を整え交流を図る「放課後子ども総合プラン」を推進する。

**(11) 学童クラブの充実**  **346,905千円**

保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けられない児童に対し、遊びと生活の場を提供するため、学童クラブ事業を実施する。

6年度は、利用者数の増加に対応するため、ひぐらし小学童クラブの移転に伴う定員拡大に加えて、尾久学童クラブを再開する。また、保育の質の向上のため、区職員による学童クラブへの巡回や事業者との連携強化を図る。

学童クラブにおける夏休み等の弁当提供事業を開始し、学童クラブを利用する児童の保護者の負担軽減を図る。

**(12) 荒川遊園のさらなる来園者増に向けた取り組み** **700,139千円**

多彩なイベントの拡充やスタッフの接遇力の向上を図るとともに、アンケートによるニーズの把握と継続的なサービスの改善に努め、いつ来ても安全で満足していただける遊園地の実現を通じ、新たな来園者、リピーターを獲得していく。

**(13) 児童虐待防止対策事業の推進** **1,634千円**

要保護児童対策地域協議会などを通じて地域における警察、小中学校、就学前施設や子ども食堂等の関係機関との連携をより一層強化し、支援が必要な子どもや家庭を早期に発見又は把握するとともに、子どもの安全確保や家族関係の調整など、個々の状況に応じた迅速な対応を図ることにより、児童虐待の防止に努め、子どもの権利利益の擁護に資する。

また、広く区民に対し児童虐待防止の普及啓発を行い、子どもと家庭を孤立させることなく、地域ぐるみで子どもを育てることを目指す。

**(14) 子どもを対象とした予防接種の充実**  **48,396千円**

慢性疾患や障がいのある生後6か月から小学校就学前の児童に対し小児インフルエンザワクチンの接種費用を助成しているが、新たなワクチンが発売予定になったことや子どものいる家庭の経済的負担を緩和するため、助成対象者を拡充する。

**(15) 出産・子育て応援事業** **89,715千円**

妊娠届出の際に、助産師等がすべての妊婦を対象に面接を行い、それぞれの実情に応じた支援プランを作成し、地区担当保健師を中心とした妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築する。

面接を受けた方に、育児用品が選べるカタログギフトを配付し、面接率の向上を図るとともに、妊婦や家族との関係づくりの機会とする。

さらに、1歳から2歳までの間に、子育てを応援する育児パッケージを配布するとともに、子育て家庭の状況を把握し支援する。

**(16) 乳幼児健診の実施**

**64,943千円**

健康診査をきめ細かく実施することで、疾病等の早期発見に努め、養育者への適切な情報提供や保健指導により育児不安の解消を図る。

**(17) 出産・子育て応援交付金支給事業**

**189,307千円**

妊婦や0歳から2歳までの低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、出産・育児等に関する必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図る。

併せて、妊娠届出や出産届出を行った妊産婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円相当）を実施する。

**(18) 学校給食の無償化**

**807,780千円**

子どもたちに必要な栄養を満たした質の高い学校給食を安定的に提供するため、これまでの取り組みに加え、区立小中学校における学校給食の無償化を実施する。

学校給食を無償化することにより、子どもたちの健やかな成長を支援し、教育環境の充実を図るとともに、コロナ禍より続く物価高騰等に対応し、保護者の負担を軽減する。

**(19) ハートフル日本語適応指導**

**13,358千円**

区立小学校・中学校・幼稚園・こども園に在籍する日本語指導が必要な児童・生徒・園児に対して、日本語初期指導を行い、学校生活や社会生活にスムーズに適応できるよう支援する。

また、特に継続指導が必要な小学校5・6年児童及び中学校生徒を対象に、補充学習教室を実施する。

**(20) 防災ジュニアリーダーの育成**

**2,123千円**

区立中学校における「荒川区中学校防災部」の活動を通じ、中学生に「助けられる人から助ける人へ」という意識や思いやりの心の醸成を図り、将来、防災活動のみならず、地域活動に貢献できる防災ジュニアリーダーを育成する。

**(21) 中学1年生の基礎学力向上事業**

**9,581千円**

区立中学1年生を対象とし、夏季休業を中心とした期間に各生徒の学習到達度に合わせた補習の機会を全中学校において設ける。教科は、英語、数学の2教科を重点教科とし、一人ひとりの学習到達度に合わせた内容とすることで、基礎的な学力のさらなる向上、学習習慣の定着につなげる。

**(22) タブレットPCを活用した学校教育の充実** **3, 337, 642千円**

児童生徒の理解力に応じた個別学習をより効果的に行い、基礎的な学力を定着させるため、タブレットPC1人1台体制のもと、児童生徒が自ら意欲的に学べるデジタル教材の活用や、学校でも家庭でも学ぶことができるオンライン学習のための環境整備を推進する。

6年度においては、令和7年4月に予定するタブレットPCの更新に向けて、ICTを活用したより一層効果的な学習環境を構築することができるよう、更改作業を進める。

さらに、「情報教育アドバイザー」の派遣回数を1校当り年50回から60回に拡充し、タブレットPC等のICT機器を効果的に活用した授業の進め方などに関するアドバイスを通し、ICT教育全体にかかる学校支援を充実させていく。

**(23) 小中学校英語教育の充実・強化** **117, 319千円**

英語による実践的なコミュニケーション能力を身に付けられるよう、小学1年生より英語の授業を実施する。

また、全小中学校に外国人英語指導員を配置し、英語の授業に加え、学校生活の中で児童生徒が外国人英語指導員と会話する機会を増やすことにより、総合的な英語力を育成する。

なお、小学校6年生においては、体験型英語学習施設での英語学習体験を実施し、国際コミュニケーション能力のさらなる育成を図る。

**(24) 英語検定受検料補助** **4, 277千円**

すべての区立中学3年生を対象に、英語の4技能である「聞く・話す・読む・書く」の習得を客観的にとらえることができる実用英語技能検定の受検費用の補助を行うことで、受検機会を確保し、英語力の育成につなげる。

**(25) 算数・国語大好き推進事業** **65, 532千円**

学びの基礎となる算数と国語について、小学校1・2年生を対象に、チームティーチングにより、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かい指導を実施する。

**(26) 学校パワーアップ事業** **105, 492千円**

確かな学力の定着・向上を図るため、各校が「学力向上マニフェスト」を作成し、保護者・区民に明らかにするとともに、その結果を公表する。

また、学校教育ビジョンに掲げる「こころとからだの健全な育成」、「体験的な学習活動」の推進等を踏まえた、各学校の特色ある教育活動をより充実・活性化させるため、各校の創意工夫にあふれる教育活動を支援する。

### (27) 教育相談体制の充実

116, 262千円

児童生徒の問題行動の減少や不登校問題の解決を図るため、教育と福祉の両面に専門性がある「スクールソーシャルワーカー」を拠点となる各中学校に配置し、そこから、各小学校を定期巡回する等、教育相談体制の充実を図る。

併せて、心理専門相談員による幼稚園並びに小中学校に対する巡回相談を継続して実施する。

さらに、教育センターに寄せられる電話相談に関する業務に対して、AIを活用した自動相談記録システムを導入することで、通話音声の可視化とガイダンス機能を活用し、より水準の高い相談対応を図るとともに、職員間の情報共有を迅速化させ、教育相談機能のさらなる充実につなげる。

### (28) 不登校児童生徒への新たな学びの機会の確保 新

27, 348千円

生活指導上の課題を抱える子どもたちに対してアウトリーチや別室見守り等の取り組みを強化するとともに、フリースクール等に通学する児童生徒に対する支援を実施し、子どもたちの学びの確保支援体制を拡充する。

### (29) 学校図書館活用の支援・推進

210, 441千円

児童生徒の読書活動及び学習活動を支援するため、蔵書の充実・更新を図る。

加えて、全小中学校に、専門的な立場から学校図書館の運営や読書活動等を推進する学校司書を配置するとともに、小学校の大規模校に、学校図書館補助員を配置し、学校図書館のさらなる活用を図る。

また、学校図書館に関する高度な専門性と識見を有する「学校図書館長支援員」、「学校図書館スーパーバイザー」、「教育センター司書」を教育センターに配置し、学校の読書活動を支援するとともに、司書教諭と学校司書が連携した授業での学校図書館の活用を全小中学校において実践する。

さらに、荒川区版「推薦図書リスト」を全小中学校に配付し、学校図書館の豊富な蔵書を生かした読書活動を一層推進するとともに、「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」や「あらかわ小論文コンテスト」を実施するなど、国語力の向上を図る。

### (30) 特別支援教育の推進

638, 550千円

特別支援学級や通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の学校生活や学習活動の支援を行う支援員や補助員・介助員を配置し、安定的な支援体制の構築を図る。

また、医療的ケア児の受入体制整備、区立幼稚園及びこども園への通園時送迎支援体制の整備、特別支援教育アドバイザーによる巡回相談の充実、特別支援学級の施設改修など教育環境の充実を図る。

**(31) ワールドスクール**

**13,033千円**

英語教育の一環として、小学校6年生の児童が清里高原ロッジ・少年自然の家において、外国人英語指導員とともに3泊4日の共同生活を行うことにより、授業で学んだ英語に慣れ親しむとともに、生活に密着した英語力を培い、国際コミュニケーション能力の向上を図る。

また、中学生は、特別区全国連携プロジェクトで連携している秋田市の協力のもと公立大学法人国際教養大学における「イングリッシュ・ビレッジ」のプログラムに参加し、豊かな価値観の形成とコミュニケーション能力の一層の向上を図る。

**(32) 教育ネットワークシステムの運用**

**103,977千円**

高速通信回線を使用した教育ネットワークの環境を活用し、教科指導におけるICT活用、校務の効率化、情報セキュリティの強化等によって、教育内容の質の向上を図る。

**(33) 区立幼稚園給食**

**24,688千円**

給食の提供により、いろいろな食との出会いを通じて園児の食への興味を高め、園児の健やかな成長につなげ、幼児教育の充実を図る。

**(34) 家庭教育・地域の教育力向上の支援**

**4,174千円**

子育ての不安・負担感の軽減や「親育ち」につながる学習機会の提供、地域の教育力向上のため、動画配信やオンライン講座等の手法も活用しながら家庭教育学級・地域子育て教室等を実施する。

加えて、子育てサークルや保護者会等が実施する自主的な講座等に対する支援を行う。

件名	(仮) 荒川区子ども計画(第3期荒川区子ども・子育て支援計画)の策定にかかるニーズ調査の実施について										
ポイント	(仮) 荒川区子ども計画(第3期荒川区子ども・子育て支援計画)の策定にかかるニーズ調査の実施について、報告する。										
内容	<p>1 ニーズ調査の概要</p> <p>(1) 目的 令和7～11年度を計画期間とする(仮)荒川区子ども計画(第3期荒川区子ども・子育て支援計画)の策定にあたり、区の教育・保育サービス、学童保育及び各子育て支援事業に関する区民の利用状況とニーズ並びに子ども・若者の生活状況に関する動向分析を行い、区の現状と今後の課題を整理するため。</p> <p>(2) 調査対象</p> <table border="0"> <tr> <td>①荒川区在住の未就学児の保護者</td> <td>1,800件</td> </tr> <tr> <td>②荒川区在住の就学児の保護者</td> <td>1,500件</td> </tr> <tr> <td>③荒川区在住の小5の子ども</td> <td>500件</td> </tr> <tr> <td>④荒川区在住の中2・高2の子ども</td> <td>1,000件</td> </tr> <tr> <td>⑤荒川区在住の18～39歳の若者</td> <td>2,200件</td> </tr> </table> <p>(3) 調査方法 郵送配布、郵送回収及びインターネット回答によるアンケート調査</p> <p>2 主な調査項目</p> <p>(1) 未就学児・就学児の保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども・家族について</li> <li>○子育て環境について</li> <li>○子どもの居場所について</li> <li>○子育て支援事業の利用状況等について</li> <li>○生活実態について</li> <li>○子育て全般について(自由記述含む)</li> </ul> <p>(2) 小5・中2・高2の子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人・家族について</li> <li>○学校生活(仕事)について</li> <li>○放課後の(仕事の後)や休日の生活について</li> <li>○区の施設や事業について</li> <li>○悩みごと・相談について</li> <li>○将来について</li> <li>○その他(自由記述を含む)</li> </ul> <p>(3) 18～39歳の若者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人・家族について</li> <li>○ライフスタイル・働き方について</li> <li>○悩みごと、子育ての考え方について</li> <li>○荒川区について(自由記述を含む)</li> </ul>	①荒川区在住の未就学児の保護者	1,800件	②荒川区在住の就学児の保護者	1,500件	③荒川区在住の小5の子ども	500件	④荒川区在住の中2・高2の子ども	1,000件	⑤荒川区在住の18～39歳の若者	2,200件
①荒川区在住の未就学児の保護者	1,800件										
②荒川区在住の就学児の保護者	1,500件										
③荒川区在住の小5の子ども	500件										
④荒川区在住の中2・高2の子ども	1,000件										
⑤荒川区在住の18～39歳の若者	2,200件										

令和6年7月3日

3 回収結果			
	配布数	回収数	回収率
①未就学児の保護者	1,800	1,026	57.0%
②就学児の保護者	1,500	883	58.9%
③小学5年生	500	251	50.2%
④中2・高2の子ども	1,000	415	41.5%
⑤18～39歳の若者	2,200	671	30.5%

<主管部課> 子ども家庭部子育て支援課